

発議第16号

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める
意見書について

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見
書を次のとおり提出する。

平成24年10月17日 提出

松阪市議会議員	西村友志
	松田俊助
	中村良子
	山本芳敬
	田中祐治
	川口保
	久松倫生
	野口正
	水谷晴夫

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める
意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要
かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、
自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなって
いる。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から24年まで
の間に、温室効果ガスを6%削減することが、国際的に義務付けられているが、その
うち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、
「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成
24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく、さらに
検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等
の森林吸収源対策や、豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取
り組みを、山村地域の市町村が、主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落・低迷や、林業従事者の高齢
化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り

組むための、恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、国においては、次の事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

記

二酸化炭素吸収源として、最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月17日

三重県松阪市議会議長 中 森 弘 幸